

「介護職員養成科」の訓練生を募集

- 期間 平成26年2月13日(木)～5月12日(月)
- 訓練会場 二チイ学館鹿屋校(寿7丁目)
- 対象者 再就職を目指す人
- 内容 介護職員初任者研修課程修了の資格取得と介護事務技能認定試験の受験資格の習得
- 受講料 無料
- ※テキスト代 116,840円が必要
- 定員 20人
- 応募期間 12月16日(月)～平成26年1月21日(火)
- ※応募方法など詳しくは、お問い合わせください。

母子寡婦福祉資金の貸付を行っています

- 資金の種類と貸付限度額
- 内容 修学に必要な授業料、教材費、寮費、通学費などに充てる費用
- 貸付限度額 18,000円～64,000円(月額)
- 就学支度資金
- 内容 入学時に必要な入学金などに充てる費用
- 貸付限度額 39,500円～590,000円
- 学校の種類、公・私立の別、自宅・自宅外通学の別により貸付限度額が異なります。
- ※借入申込から振込までは、1～2か月かかります。

12月は不法投棄防止強化月間です

- 市では、12月を不法投棄防止強化月間と定めて、パトロールの強化や関係機関との連携を行い、不法投棄の防止に努めています。
- ごみを投棄することは犯罪です。不法投棄を行った場合、個人には5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金が科せられ、法人には3億円以下の罰金が科せられます。
- 自分が所有又は管理している土地は、しっかり管理するとともに、不法投棄されない環境作りに努めましょう。
- また毎年12月は、一年でもっともごみが多く出ますので、きちんと分別してごみステーションに出すなど、適正に処分しましょう。

子育て支援課 (1階⑩番窓口)



- 返済期間 学校を卒業した6か月後から返済開始
- ① 修学資金 貸付を受けた期間の3倍以内(専修学校一般課程の場合は5年以内)
- ② 就学支度資金 7年以内(専修学校一般課程及び職業施設の場合は5年以内)
- ※対象者や申請要件など詳しくは、お問い合わせください。

市生活環境課 (5階)

0994-31-1115

小型浄化槽設置整備事業補助金の交付制度を一部改正します

市小型浄化槽設置整備事業補助金交付制度とは、公共下水道事業計画区域及び農業集落排水整備事業の実施区域外にある住宅に対し、家庭雑排水(台所・風呂・洗濯等)とし尿を併せて処理する浄化槽(合併処理)を設置する場合に補助金を交付する制度で、平成26年4月1日から補助金額を変更します。今年度の補助金申請の受付は終了していますが、来年度は4月から受付を行う予定です。

(改正前)			(改正後)		
区分	浄化槽人槽	補助金の限度額	区分	浄化槽人槽	補助金
新設	5人槽	166,000円	新設	5人槽	166,000円
	7人槽	207,000円		7人槽	207,000円
	10人槽	274,000円		10人槽	274,000円
単独処理浄化槽からの転換	5人槽	382,000円	市内業者	単独処理浄化槽からの転換	5人槽 382,000円
	7人槽	464,000円		7人槽 464,000円	
	10人槽	598,000円		10人槽 598,000円	
くみ取り便槽からの転換	5人槽	432,000円		くみ取り便槽からの転換	5人槽 432,000円
	7人槽	514,000円			7人槽 514,000円
	10人槽	648,000円			10人槽 648,000円
単独処理浄化槽からの転換	5人槽	332,000円	市外業者	単独処理浄化槽・くみ取り便槽からの転換	5人槽 332,000円
	7人槽	414,000円		7人槽 414,000円	
	10人槽	548,000円		10人槽 548,000円	

● 単独浄化槽の撤去費の補助(改正なし)
単独処理浄化槽からの転換で、単独処理浄化槽を撤去する場合、さらに撤去費として10万円を上限に加算します。

※市内業者とは、鹿屋市内に事業所(本店、本社又は支店、営業所等)を有している法人又は鹿屋市内に事業所と住所を有する個人のことです。
※単独処理浄化槽又はくみ取り便槽から転換する場合は、補助金交付決定後原則60日以内に完成する必要があります。

市上下水道部下水道課 0994-31-1133

「かのやブランド」の認証品を募集します

かのやブランド推進協議会では「かのやブランド」として認証するため、地域資源である「ばら」を活用した魅力的な商品を募集します。認証品を地域内外へPRすることで、シンボルである「ばら」を核として「鹿屋市」を全国へ情報発信するとともに、認証品の販売促進を行います。

- ブランド認証を受けるメリット
 - ① かのやブランド推進協議会や市が認証品のPRを行います。
 - ブランド認証品のパンフレットの作成や記者発表等を行います。
 - 市出身者等から多くのアクセスがある「かのやファン倶楽部」のホームページにおいて、商品のPRや販売、ファン倶楽部会員(約800人)へのメールマガジン配信を行います。
 - ② かのやブランド推進協議会や市が参加する各種イベントに出展ができます。
 - ③ かのやブランド推進協議会が市観光物産センターや、かのやばら園売店等での認証品の販売調整を行います。
 - ブランド認証品の販売促進用のPOP等を作成します。
- 主な認証基準
 - ① 鹿屋市らしさがあること
 - 商品の開発・製造・販売等において、「ばら」や「ばら園」等との関係があるもの
 - 商品の形状やパッケージが「ばら」をイメージさせるもの
 - ② その他(産地、品質、価格、生産履歴等)
 - ※条件をすべて満たさない場合でも、申請は可能です。
- 審査方法
 - 商品のプレゼンテーションをしていただき、市外の専門家を含めた審査員が申請商品のサンプルを審査します。
- 審査結果の公表
 - 「かのやブランド」として認証された商品のみを公表し、認証を受けることができなかった商品・事業者については、事業者のプライバシー保護の観点から非公表とします。
- 応募方法
 - かのやファン倶楽部ホームページ(<http://www.kanoya.in/>)から申請書をダウンロードし、かのやブランド推進協議会へメール又はFAXで提出してください。
 - ※申請書は市産業振興課でも配付します。
- 応募期間 11月28日(木)～平成26年1月15日(水)
 - ※認証基準など詳しくは、かのやファン倶楽部のホームページをご覧ください。



かのやブランド推進協議会事務局(市産業振興課内・2階)
0994-31-1180 FAX 0994-43-2140 Eメール sangyou@e-kanoya.net